

□大野地区公民館役員報酬規程

平成26年4月1日制定

令和3年6月25日一部改正

令和7年3月25日一部改正

□大野地区公民館

□大野地区公民館役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、□大野地区公民館（以下「公民館」という。）役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 館長及び主事の報酬は次のとおりとする。

- (1) 館長 年額120,000円
- (2) 主事 年額150,000円
- (3) 会計 年額6,000円ただし代表委員が兼職する場合は年額5,000円とする。
- (4) 代表委員 年額5,000円

(報酬の支給日)

第3条 前条に規定する報酬は、年額を半期に分割したそれぞれの期末の25日に現金により支給する。

- (1) 支払日が休日の場合は、その前日においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日を支給日とする。

(附 則)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この規程は、令和3年6月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この規程は、令和7年3月25日に一部改正し、令和7年4月1日から施行する。